

今月のトピックス

令和5年6月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

QRコードで弊社HPへアクセスできます。



【 今月の担当：鈴木 】

【新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金申請の変更点について】

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ5類に変更され、当該感染症に係る傷病手当金の申請手続きが一部変更になりましたのでご案内いたします。

申請期間の初日が令和5年5月7日以前のもの

療養担当者意見欄の証明を受けることが困難な場合

▶ 被保険者自身で記入可

※被保険者自身で記入した旨を医師署名欄に記載必須

申請期間の初日が令和5年5月8日以降のもの

▶ 医師の証明が必須(他の傷病と同様の扱い)

■ 傷病手当金は、労働者の業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のため、被保険者が**労務に服することができない**ときに給付されるものです。今まで同様本人に自覚症状がない「濃厚接触者」については労務不能とは認められず、傷病手当金の支給対象にはなりません。

法律上の位置付け変更により新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いが終了し他の傷病同様に**医師の証明が必須**になりました。全国健康保険協会のみならず各健康保険組合においても同様に取り扱いが変更されておりますので、**療養のために休んだ期間(=申請期間)の初日が令和5年5月8日以降の場合はご注意ください。**令和5年5月8日以降は新型コロナウイルス感染を理由として法律に基づく外出自粛を求められることはなく個人の判断に委ねるとされていますが、他の傷病同様に医師の証明の元労務不能と認められる場合は引き続き傷病手当金の支給対象として認められます。新型コロナウイルス感染症に係る労務管理についての最新の情報は厚生労働省のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。